

## エシカル消費普及啓発業務 仕様書

### 1 業務名称

エシカル消費普及啓発業務

### 2 業務目的

環境、地域、人や社会に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費※」について、広く県民に普及啓発するため、SNSを活用した情報発信をすることで、エシカル消費の認知度向上と、日々の生活におけるエシカル消費の実践につなげる。

※エシカル消費とは、エコ商品や地産地消、被災地産品、フェアトレード商品、障がいのある人が事業所等で作った製品の購入など、環境、地域、人や社会に配慮した消費行動のこと。

### 3 業務の委託期間

契約締結日～令和8年2月28日（土）

### 4 委託上限額

917,000円（消費税および地方消費税を含む。）

### 5 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、実際の委託契約時には、企画提案の内容等を踏まえて変更を行う。

### 6 委託業務内容

エシカル消費の認知度を向上させるとともに、日々の生活においてエシカル消費の実践を定着させるように、ハッシュタグを活用し、県民に日常生活で実践しているエシカル消費をSNSに投稿していただけるようなキャンペーンを実施すること。

注) これまでにエシカル消費普及啓発で使用していたInstagramおよびXのアカウントを県から提供することができる。現フォロワー数約1,000人

#### (1) キャンペーンの企画・設計、運営・管理等

##### ①キャンペーンの期間

終了は令和8年1月31日（土）とし、開始時期については提案すること。

##### ②キャンペーンの企画・設計

ハッシュタグを活用し、県民に日常生活で実践しているエシカル消費をSNSに投稿していただけるようなキャンペーンを企画提案すること。

また、使用するSNSを提案すること。

##### ③キャンペーン事務局の運営・管理

事務局として、キャンペーンの準備や問合せ対応、関係者への連絡・調整など、一連の業務を行うこと。

(2) フォロワー数・投稿数に目標数の提案

フォロワー数【1,300人】以上・ハッシュタグをつけた投稿数【500件】以上で目標数の提案とその目標数を達成できるような取組を企画提案すること。

(3) キャンペーンの名前の提案

多くの消費者に対して訴求力が期待できる名称を提案すること。  
ハッシュタグにも活用できるキャンペーン名称であること。

(4) 投稿数を増やすための集中月間の提案

キャンペーン期間中に投稿数を確保するために集中月間を設けること。集中月間の回数とその内容について企画提案すること。ただし、当月間に10月を入れること。

(5) エシカル消費の認知度向上のためSNSへの各種投稿

エシカル消費の認知度向上のために、キャンペーン期間中に、エシカル消費の内容や「ふくいおもいやり消費応援団<sup>※</sup>」の取組紹介、県が実施するエシカル消費に関する事業等の情報を(1)②で提案したSNSに投稿すること。

※「ふくいおもいやり消費応援団」登録事業者は別紙のとおり(R7.3.1現在:22事業所)

<内容>

①エシカル消費の紹介

エシカル消費の認知度向上のためにエシカル消費の内容を紹介すること。紹介の頻度については提案すること。

②ふくいおもいやり消費応援団の取組紹介

県が提供するふくいおもいやり消費応援団の取組に関する情報を、SNSで紹介すること。(各企業1回以上は投稿する)

③県が実施する事業の情報発信

県が提供するエシカル消費に関する事業等の情報をSNSで発信すること。

(6) 広報活動

(1)～(5)効果的に実施するための広報活動について企画提案すること。

7 追加提案企画

福井県が示す仕様書の内容以外に、事業目的を達成する有効な事業企画があれば提案すること。

なお、追加提案する企画は、本業務の趣旨に沿う効果的なものとし、詳細については、企画提案のあったものを基に福井県と協議の上、決定する。

8 注意点

企画提案にあたっては、エシカル消費に配慮した内容とすること。

## 9 業務工程表等の作成

受託者は、契約締結後速やかに業務工程表（業務実施体制、スケジュール等）を提出し、委託者の承諾を得ること。

## 10 委託者との協議等

- (1) 本業務の実施に当たって、受託者は委託者との連携を密にし、適宜協議または打ち合わせを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実に業務を進めること。その際、事務局以外の関係者との連絡も緊密に行うこと。
- (2) 受託者は、委託者と協議および打ち合わせをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。
- (3) 県から業務にかかる問い合わせがあった場合は、速やかに報告すること。

## 11 業務完了届

- (1) 受託者は、本業務が終了したときは、速やかに次の事項を記載した業務完了届を委託者に提出し、委託者による検査を受けなければならない。
  - ・本業務の実施内容（詳細は別途定める）
  - ・本業務に要した経費の内訳（収支決算書、支出の費目別内訳等）
  - ・記録用の写真及び公開可能な写真の掲載
  - ・その他、事業実施に係る補足説明資料
- (2) 受託者の責に帰すべき理由による業務完了届の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置を取らなければならない。

## 12 成果物

本業務で作成した成果物の著作権は、県に帰属するものとする。なお、業務完了後に使用することがあるため、受託者は、事業実施に際して作成した成果物のデータ（音声、映像、画像等）を作成後速やかに県に提出すること。

SNSのアカウントについては、業務完了後に県に移譲させること。

## 13 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度委託者と協議の上、定めるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合も同様に協議の上、解決を図るものとする。
- (2) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿およびすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (3) 受託者は、業務実施過程で発生した障害や事故等については、大小にかかわらず委託者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受託者は、業務実施過程に疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (5) 本業務の委託料は、業務終了後、受託者からの請求により支払う。
- (6) 本業務の全部または一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、書面により知事の承諾を得たときは可能とする。
- (7) 業務に必要な許可等の手続きについては受託者が行う。

「ふくいおもいやり消費応援団」登録事業者  
(R7.3.1現在)

1	福井県民生活協同組合
2	J A 福井県農産物直売所 喜ね舎 愛菜館
3	明林繊維株式会社
4	株式会社サカイエステック
5	株式会社ヤスサキ
6	j.kiyoshima 美容室
7	株式会社米五
8	T R E T A S
9	バローホールディングス
10	安田蒲鉾株式会社
11	株式会社 UrbanKitchen
12	福井県庁生活協同組合
13	株式会社福井メディックス
14	株式会社六大陸
15	福井県板硝子商協同組合
16	株式会社福丸ふれっしゅ
17	OOKABE GLASS 株式会社
18	株式会社カサ川
19	株式会社 P L A N T
20	株式会社かじ惣
21	株式会社ネクアス
22	株式会社 glow

以上